

水道管の凍結にご注意ください

寒い日が続くと、水道管が凍結しやすくなります。水道管にも冬支度をして寒から守りましょう。特に気温がマイナス4℃以下になると、水道管が凍結したり破裂することがあります。水が蛇口から出なくなるだけでなく、修理費用もかかってしまいます。

■こんな時は水道管凍結に注意

- ・外気温がマイナス4℃以下になったとき。
- ・旅行などで長時間、水道を使用しないとき。
- ・一日中外気温が0℃以下の「真冬日」が続いたとき。



■凍結させないために

- ・水道管がむきだしになっていたなら、保温材や布などを巻きビニールテープ等で巻き付けてください。
- ・おやすみに、蛇口を少しあけて、水をちょろちょろと出しておくことで凍結しにくくなります。(たまった水は洗濯などにお使いください。)



■凍結してしまったら

- ・水道管や蛇口にタオルや布をかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりとかけて溶かしてください。(注意) 熱湯をかけると水道管が破裂することがありますのでご注意ください。



■水道管が破裂したら

- ・応急措置として、メータボックス内にある止水栓を開め、水を止めてください。
- ・指定工事業者(水道工事店)に修理を依頼してください。(修理費用は、お客さまの負担になります。)



水道メータはいつも見やすく、正しい検針が出来るようにご協力をお願いします。

検針にご協力、お願いします。

●メータボックスの中をきれいにしておくようご協力ください。

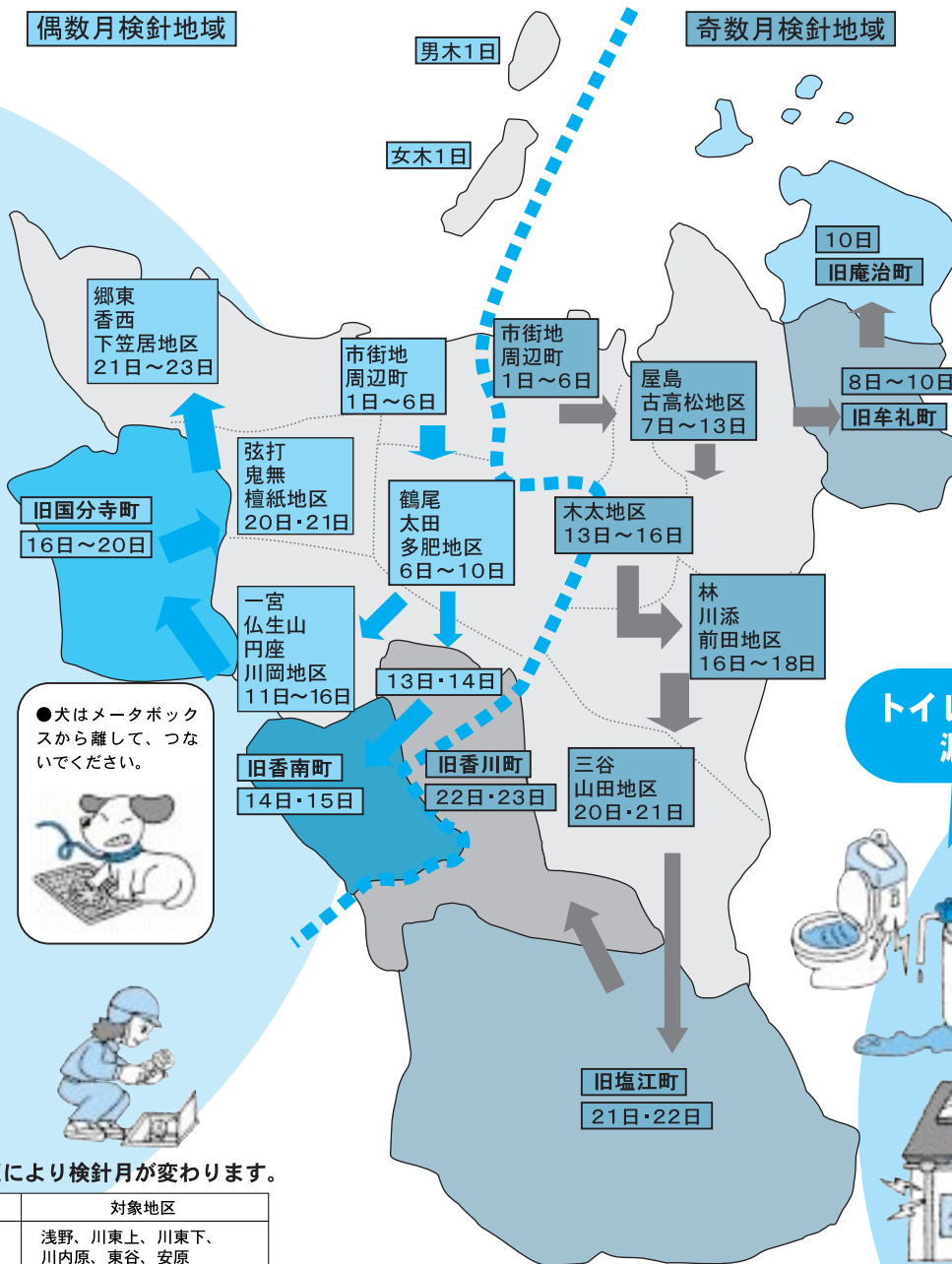


●メータボックスの上に物を置かないでください。



偶数月検針地域

奇数月検針地域



●犬はメータボックスから離して、つないでください。



●旧香川町は、地区により検針月が変わります。

| 検針地区 | 検針月 | 対象地区 |
|------|-----|----------------------|
| A地区 | 奇数月 | 浅野、川東上、川東下、川内原、東谷、安原 |
| B地区 | 偶数月 | 寺井、大野 |

- A地区の検針は、奇数月の22・23日に行います。ただし、1月検針については1月25・26日に行います。
- B地区の検針は、偶数月の13・14日に行います。ただし、1月検針については1月15日、3月検針は3月19日に行います。

合併に伴い、検針日が変わります。

水道局では、合併に伴い、高松市内の水道メータの検針業務の効率化と経費の節減を図るため、町別・地域別の検針業務を見直すこととしました。つきましては、お客さまのお宅に検針にお伺いする日(検針日)を一月から左の地図のように変更させていただきますので、ご協力をお願いします。

トイレ・ボイラー・太陽風呂などの漏水か所の発見はお早めに



トイレ・ボイラーなどを含めた給水装置は、お客さまが管理することになっています。また、これらの給水装置の漏水による水道料金は、お客さまの負担となります。

家の中の蛇口を開けても、メータのパイロット(銀色の円盤)が回っていれば、メータから蛇口までのどこかで漏水しています。早期発見のために、少なくとも月に1度はメータを見る習慣を身につけましょう。

水道局では、2か月に1回の検針時に、前回に比べて水量が異常に多い場合や、留守と思われるのに、メータのパイロットが回っている場合などには「漏水のお知らせ」等でお客さまにお知らせをしています。

早めに漏水か所を見つけ、指定工事業者または高松市上下水道工事業協同組合へ修理を依頼するようにしてください。漏水か所が不明な場合は、お客さまセンター(電話839-2731)までご相談ください。